

いざという時のために

社会福祉協議会では、協力会員の皆さんに安心して活動していただけるよう、万一の事故に備えて保険に加入しています。活動中のケガ、物品の破損等があった場合は、すみやかに事務所までご連絡ください。

※ 保険料は社会福祉協議会が一括して負担します。

※ 補償は、事務所から依頼された内容の範囲となります。事前に連絡のない活動については対象にならないのでご注意ください。

※ 自動車による事故はそれぞれの車両の自動車保険が優先とされるため当会の保険では対象外となります。

< 具体的な事故の例 >

〔傷害補償〕

- 協力会員が利用会員宅で調理中に火傷をした。
- 協力会員が利用会員宅へ訪問する途中、自転車で転倒して怪我をした。

〔賠償責任補償〕

- 協力会員が利用会員の車椅子を押しているときに、誤って転倒し利用会員が怪我をした。(対人)
- 協力会員が利用会員宅の掃除中に、誤って棚から置物を落とし壊してしまった。(対物)

	補 償 項 目		限 度 額		対 象
傷 害 補 償	死亡・後遺障害		1, 0 0 0 万円		協力会員として依頼された活動中の事故により負傷した場合に補償します。
	入院日額（180 日限度）		1 0, 0 0 0 円		
	通院日額（ 90 日限度）		5, 0 0 0 円		
感 染 症 補 償	死亡		1 0 0 万円		協力会員として依頼された活動により感染症にかかった場合に補償します。
	入院・通院日数 31 日以上		7 0, 0 0 0 円		
	入院・通院日数 8 日～30 日		5 0, 0 0 0 円		
	入院・通院日数 7 日以内		3 0, 0 0 0 円		
賠 償 責 任 補 償	対人・対物補償		【対人】 1 名 1 億円/1 事故 10 億円 【対物】 1, 0 0 0 万円		活動中の事故で賠償責任を求められた場合に補償します。
	管理財物の補償		1 事故 2 0 0 万円		利用者の財物を損壊・紛失した場合などの賠償責任を補償します。
	人格権侵害		1 事故 1, 0 0 0 万円		利用者に対する自由の拘束や名誉毀損、プライバシー侵害等の賠償責任を補償します。
	事故対応費用		1 事故 5 0 0 万円		賠償責任の有無に関わらず、活動中の事故により支出した費用を補償します。
	対人見舞費用	死 亡	1 名 1 0 万円		身体に関わる事故のうち、賠償責任が発生しない場合に慣習として支払った見舞金費用を補償します。
		31 日以上	通 院		
			入 院		
			3 0, 0 0 0 円 5 0, 0 0 0 円		
15～30 日			2 0, 0 0 0 円 3 0, 0 0 0 円		
8～14 日	1 0, 0 0 0 円 2 0, 0 0 0 円				
7 日以内	5, 0 0 0 円 1 0, 0 0 0 円				